

議事日程第 16 号

平成 29 年(2017年)招集大阪狭山市議会定例会 12 月定例月議会議事日程
平成 29 年(2017年) 11 月 30 日午前 9 時 30 分開議
議会期間(平成 29 年 11 月 30 日から 12 月 22 日まで 23 日間)

日程第 1	発議第 17 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 78 号	大阪狭山市道路占用料に関する条例及び大阪狭山市都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 79 号	平成 29 年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 8 号)について
日程第 4	議案第 80 号	平成 29 年度(2017年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)について
日程第 5	議案第 81 号	平成 29 年度(2017年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)について
日程第 6	議案第 82 号	平成 29 年度(2017年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第 2 号)について
日程第 7	議案第 83 号	平成 29 年度(2017年度)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第 2 号)について
日程第 8	議案第 84 号	平成 29 年度(2017年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 1 号)について
日程第 9		平成 28 年陳情第 2 号「大鳥池への太陽光発電パネル設置の中止を要望する陳情」の取下げについて

発議第17号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成29年(2017年)11月30日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

1 番 上 谷 元 忠
15 番 北 村 栄 司

議案第78号

大阪狭山市道路占用料に関する条例及び大阪狭山市都市公園条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市道路占用料に関する条例及び大阪狭山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成29年(2017年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市道路占用料に関する条例及び大阪狭山市都市公園条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市道路占用料に関する条例(昭和42年大阪狭山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件の種類		単位	占用料の額(年額)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,200円
	第2種電柱		3,400円
	第3種電柱		4,500円
	電柱に係る支柱		3,400円
	電柱に係る支線柱		1,600円
	電柱に係る支線		660円
	第1種電話柱		1,900円
	第2種電話柱		3,100円
	第3種電話柱		4,300円
	電話柱に係る支柱		1,800円
	電話柱に係る支線柱		1,400円
	電話柱に係る支線		660円
	その他の柱類		200円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	19円	
地下に設ける電線その他の線類		12円	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,900円	
地下に設ける変圧器	占用面積1平方	1,200円	

		メートルにつき 1年	
	変圧塔その他これに類 するもの又は公衆電話 所	1個につき1年	3,900円
	郵便差出箱又は信書便 差出箱		1,600円
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	3,900円
法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メートル につき1年	82円
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの		120円
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの		180円
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの		230円
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの		350円
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの		470円
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの		820円
	外径が0.7メートル以 上1メートル未満のも の		1,200円
	外径が1メートル以上		

	のもの		
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200 円
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,900 円

備考

- 1 期間の計算については、年を単位とし、1 年に満たない期間は、月割計算（1 月に満たない期間は、1 月とする。）によるものとする。
- 2 長さ又は占用面積の計算については、0.01 メートル又は 0.01 平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 1 件の占用料の額が 100 円に満たないものは 100 円とし、100 円以上のものについて 10 円に満たない端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。
- 4 「第 1 種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第 2 種電柱」とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、「第 3 種電柱」とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 5 「第 1 種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第 2 種電話柱」とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、「第 3 種電話柱」とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 6 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

（大阪狭山市都市公園条例の一部改正）

第2条 大阪狭山市都市公園条例（昭和54年大阪狭山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「別表に掲げる」を「公園の」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 使用料の額は、別表のとおりとし、占用料の額は、大阪狭山市道路占用料に関する条例（昭和42年大阪狭山市条例第2号）第2条の規定を準用する。

別表中二公園の占用料の表を削り、三公園の使用料の表を二公園の使用料の表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の大阪狭山市道路占用料に関する条例（以下「改正後の道路占用料条例」という。）第2条の規定は、施行日以後における道路の占用に係る占用料について適用し、施行日前における道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の大阪狭山市都市公園条例第13条の規定は、施行日以後における公園の占用に係る占用料について適用し、施行日前における公園の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

4 大阪狭山市法定外公共物管理条例（平成17年大阪狭山市条例第4号）第6条第2項及び大阪狭山市下水道条例（昭和62年大阪狭山市条例第61号）第21条において準用する改正後の道路占用料条例第2条の規定は、施行日以後の法定外公共物（大阪狭山市法定外公共物管理条例第2条の法定外公共物をいう。以下同じ。）並びに公共下水道（大阪狭山市下水道条例第2条第3号の公共下水道をいう。以下同じ。）の敷地及び排水施設の占用に係る占用料について適用し、施行日前における法定外公共物並びに公共下水道の敷地及び排水施設の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

5 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス

事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者が道路に設ける占用物件に係る平成30年度以後の各年度の道路の占用に係る占用料の額は、事業所ごとに算出した道路の占用に係る占用料の額が前年度の道路の占用に係る占用料の額に1.2を乗じた額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合は、改正後の道路占用料条例第2条の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

- 6 前項の規定は、大阪狭山市都市公園条例第13条、大阪狭山市法定外公共物管理条例第6条第2項及び大阪狭山市下水道条例第21条において大阪狭山市道路占用料に関する条例第2条の規定を準用する場合に準用する。

議案第79号

平成29年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第8号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成29年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第8号)を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 80 号

平成 29 年度(2017 年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)につ
いて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 29
年度(2017 年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)を別
案のとおり提出する。

平成 29 年(2017 年)11 月 30 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 8 1 号

平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 9 年(2017年) 1 1 月 3 0 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 8 2 号

平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第 2 号)について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第 2 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 9 年(2017年) 1 1 月 3 0 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 83 号

平成 29 年度(2017 年)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第 2 号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度(2017 年)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第 2 号)を別案のとおり提出する。

平成 29 年(2017 年)11 月 30 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 8 4 号

平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 1 号)について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 1 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 9 年(2017年) 1 1 月 3 0 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人